



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：岩橋 祐治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842-5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)



改善を積み上げ 確実に前進を

全日本民医連 第9回職員の健康を守る交流集会

2019年12月14～15日、福岡市・福岡東映ホテルにおいて、全日本民医連・第9回職員の健康を守る交流集会が125人の参加で開催されました。全日本民医連では2002年の第35回総会において職員の健康管理の重要性が指摘され、隔年に全国集會を開き、基本課題の提起、活動交流を行ってきました。

今回の集會では、特に「疾病を持ちながら働く職員への治療と仕事の両立支援」を深めるテーマとしました。



就労支援に産業スタッフの関与を

那須拓馬全日本民医連理事・職員の健康管理委員会委員長の問題提起に続き、滋賀医科大学の埴田和史准教授がメインの学習講演を行いました。講演では「癌は2人に1人がかかり、20～64歳の働く世代が25%近くを占め、40歳以降の死亡の第1位になっている」「しかし、癌医療の進歩はめざましく5年生存率は70%に迫ろうとしている」ことが紹介されました。その上で「早期発見と発見後の一定期間の適切な療養が患者の生存率や生活の質を決めること」「治療費や療養生活の費用負担が少なくなること」を指摘。メンタルヘルスを含めた産業医・産業保健スタッフの関与による治療と仕事の「両立支援」が求められているとしました。

また、そのためにも「職場－主治医－患者」の情報共有が不可欠であり、埴田氏が実施した滋賀県での調査をもとに作成した「会社と主治医間の情報連絡シート」が紹介されました。

とが報告されました。

また、今日的課題の「ハラスメントとメンタルヘルス対応について」(松浦健伸：城北病院精神科医師)、「医療・介護労働は感情労働」(田村昭彦：九州社会医学研究所長)のミニ講演が行われました。

労安委員会活性化のために

多様な課題のある労働安全衛生活動について、高知医療生協の岡田崇顧医師(産業医)は「高知医療生協における産業医と労安委員会の取り組み」を報告し、「課題を一気に行う必要はなく、積み上げる順番を考えて少しずつ確実に前進を」と提起しました。

参加者は13グループに分かれ、ディスカッション。各講演のテーマや「労安活動前進のためにやるべきこと」を議論・交流。最後に大阪社医研の中村賢治所長が「労安活動は一人ひとりを人間として尊重する活動。学んだことを糧に取り組みを進めよう」と閉会あいさつを行いました。

(全日本民医連 岡村やよい)

多様な課題を提起

各地からの実践報告は「民医連らしい働き方改革を考える」をテーマに医師労働と看護師の交代制勤務改善の取り組みが報告されました。医師労働については、病院内でプロジェクトチームをつくり医師自身が労働法を学ぶことから開始したこと、看護師の夜勤交替制勤務の改善は2012年から正循環夜勤シフト(日勤→準夜→深夜)の導入を行ってきたこ

〈今月号の記事〉	
第22回総会発言要旨	2～4面
各地・各団体のとりくみ 岡山/岩手/職業がんをなくそう集會/ビキニ国賠訴訟	5～6面
学校のローアン/相談室だより	7面
映画紹介	8面

第22回総会 発言要旨 (前号の続き)

石川版カレッジ

石川センター 川上仁志

後継者育成について。石川センターの、主に次の事務局を担っていく世代の育成を目的に石川版のカレッジを9月～12月、月1回の4回連続の講座として開催しました。1課=ブラック社会について、2課=くらしと賃金(最賃)、3課=長時間労働と健康破壊、4課=働く人の心の健康をテーマにしました。各回15人を目標に取り組み、延べ68人が参加しました。保健師の積極的な参加を得ることができたことが1番の成果です。3回以上の参加者が9人いました。食事会なども企画し、交流も深めました。

長期休職者の文書提出命令について

東京センター 門田裕志

東京の労働基準監督署では、精神疾患の労災申請がされた際に調査を監督署ではなく、労働局で行う方式がいくつかの所でとられています。これは申請数の多い他県でも報告されているようです。

労災認定後休職が長期になった際に、被災者に負担を大きくかける文書の提出を求めていることもわかりました。労災保険法施行規則19条2項では休職補償給付を申請する際に診断書と状態の報告が記載された文書の提出することとしています。しかし、最近、東京では療養状況報告書を併せて提出することが義務付けられています。中には、1年間の経過を被災者に求める例があり、特にメンタル不全の人には大きな負担になっています。他県に同じような事例がないか、情報をお願いしたい。

岩手県センターの活動報告

岩手県センター 角掛洋一

経営者団体との要請・懇談を行いました。労働時間管理、長時間労働の解消、パワハラ禁止などを柱としましたが、懇談では企業も人材確保に苦労して



いる実態が明らかになりました。岩手県は65歳以上でも働ける企業の割合が全国トップで人手不足の深刻さを表しています。センターの代表者会議・学習会にも、中小企業家同友会の副会長に「働きやすい会社づくり」をテーマに話をしてもらいました。2019年の東北セミナーは盛岡で開催され80人が参加しました。

九州セミナー in 長崎の報告

九州セミナー実行委員会 中里研哉

第30回記念セミナーは500人を超える参加で成功させることができました。今回のセミナーのコンセプトであった「国際的視野で考える働く人々の健康権」ということにふさわしくフランスから2人、韓国から6人が参加し国際的交流を深めることができました。記念講演、パネルディスカッションが1日目、2つの特別企画と8つの分科会が2日目に行われ、2日目の午後は市民公開講座として韓国映画「もう一つの約束」の上映とトークセッションを行いました。韓国の大企業サムソンを相手に白血病の労災認定を闘った感動の映画です。改めて30年を振り返り今後のセミナーを展望する取り組みとなりました。

この1年間の北海道センターの活動

北海道センター 細川誉至雄

地方センターの課題として組織強化と財政問題が重要です。また、いの健を担う後継者の問題も課題です。事務局長専従1人とパート事務員1人に給料を支払い、あとはボランティアにゆだねられています。

今年度札幌市に認定NPO法人の認可を取りました。資金面ではサポート会員を増やしていくことがセンターの安定につながると考えています。

今年度の総会は8月24日に行われ、センターとしては第7回・職対連としては47回、理事21人と監事2人を選任しました。

係争事案が30件。その3分の2強以上が精神疾患です。新人看護師の杉本綾さんの自庁取消事案は大きな成果でした。しかし、残念なことに国家公務員共済連合会とは和解に至らず、安全配慮義務違反係争裁判となりました。労基署の是正勧告も無視する態度に大変憤りを感じています。

いのちと健康を守る共同の取り組み

京都センター 芝井 公

「ストップ・ザ・過労死!働き方を見直す京都集

第22回総会 発言要旨

会」は15回目となりました。記念講演はハラスメント問題をテーマに大和田敢太氏（滋賀大学名誉教授）をお願いしました。午後からは長時間労働、ハラスメント、労安活動、非正規問題の4つの分科会を行いました。実行委員会は半年前から月1回、また分科会の担当者会議も開いて準備を進めます。団体オルグも実施しました。毎年100人を超える参加を得て、定着してきています。京都総評に加盟していない組織からも労働組合の課題として参加があります。今後も共同の取り組みの強化をはかっていきたいと思います。

地方センターの活動強化を

大阪センター 鈴木まさよ

大阪センターのこの7年間の活動報告をします。7年前に現場労働者の要求に沿った活動で、いの健活動の活性化をはかろうと、理事会体制・運営の見直しを行いました。理事会では30分のミニ学習を行い、財政問題検討会を組織し、会費の増額や直接加入を訴えてきました。週3日の事務局開設を維持してきています。12月14日には、学習交流集会を開催し、「雇用の劣化・働き方の貧困の現状と課題」をテーマに伍賀一道金沢大学名誉教授に講演をお願いしました。労安活動を進めることで労働組合の組織拡大をすることもできます。財政・組織・共同の取り組みの前進を図ってきましょう。

地域で組織や個人との共同

愛知センター 近森泰彦

「働くもののいのちと健康20周年特別号」の記載でいの健全国センターの設立の経過の「日本労働安全センター再建の動き」の部分について修正の検討をお願いしたいと思います。

中部電力のOBとして、人権闘争に取り組んできました。トヨタに個人加盟の労働組合を結成するサポートや「ユニオンと連帯する」市民の会結成などに携わっています。「関西生コン労働組合に対する弾圧を許さない東海の会」の結成もしてきました。

民主的労働運動をつくることを活動の目標としています。

パワハラ問題の背景と給特法改正

全教 吹上勇人

神戸市立小学校における教員によるいじめ暴行事件は悪質な問題で許されることではありません。特に子どもたちへの影響は深刻なものだと思います。



いじめの問題はパワハラ問題と地続きです。職員室で子どものことが話せない、職員も教員も競争に駆り立てられている状況があります。その状況をさらに深刻にするのが臨時国会で可決された「1年単位の変形労働時間割制」を可能とする給特法の一部改正法です。教職員にとって重大な不利益変更なのにも関わらず、労使合意を必要としないことは大きな問題です。今後、自治体での条例化をさせない運動に取り組んでいきます。

国家公務員の働き方改革について

国公労連 中本邦彦

国家公務員の職場でも働き方改革が進められています。時間外労働は月45時間・年360時間を上限と言いつつ、「他律的業務」は月80・年720時間別に規定しています。公務員の7～8割が該当します。また、災害時などは「特例」として除外されます。災害が多発する状況ですが、人員がまったく足りません。国土交通省は、3つのダムを2人で管理、24時間監視が求められるような状況があります。国会議員の質問のルールについての改善を各政党に申し入れました。

労安対策委員会のとりくみ

日本医労連 通縁由貴江

医労連では労働安全衛生に関係する要請を14項目にわたって行っています。夜勤実態調査では、二交代制を行っている職場が39.9%とこれまでで一番多くなっているという結果がでました。2019年1月には「36協定強化月間」を取り組みました。

政府が進めている次の「看護師需給計画」検討の中で、現在175万人の看護師が2025年には、182万人必要になるとの推計が出されました。しかし、医労連の計算ではその1.5倍は必要です。「看護師

第22回総会 発言要旨

増やせ」の請願署名は、国会議員68人が紹介議員になってくれました。野党共闘の広がりを目指しながら運動を進めていきたいと思えます。5月には医療研究集会で、労働安全衛生分科会をもって学習・交流を行います。

まやかしの働き方改革

自治労連 佐賀達也

自治体職員は疲弊しています。西日本豪雨の際は「被災3県で時間外労働100時間超えが2700人」と朝日新聞が報道しました。厚労省の過労死防止対策協議会でも産業医の委員から「自治体職員の長時間労働に対策が必要」との発言がありました。非正規化が進み厳しい定員管理の下、若い職員が苦しんでいます。自治労連では「こんな職場と地域を作りたい」運動を提起しています。安心して住み続けら

れる地域・働き続けられる職場が必要です。医療職場向けには「あなたのせいではありません」リーフを作成し、サービス残業をしないことを呼び掛けています。職場の労安活動を重視して取り組むことが必要です。

労災認定基準の改定を

静岡センター 相曾 茂

「過労死の労災認定基準」の改定について、全国センターが5月に提出した「要請書」の「脳・心臓疾患」の改定項目に「5.特に、障害者に対しては、障害の特性を十分に考慮し、それを基本にして認定を行うこと」とあります。この項目は、「精神疾患の認定基準」にも必要だと思えます。ぜひ、検討していただきたいと思えます。

激励メッセージ

ILO駐日代表 田口 晶子

この健全なセンターが1998年の結成以来、日本のディーセント・ワークの実現、健康で安心して働ける職場・社会を目指し、特に職場での労働安全衛生の取り組みにおいてご尽力され、人材育成にも寄与されて来たことに心から敬意を払いたいと思えます。

ディーセント・ワークは、国連が2015年9月に採択した持続可能な開発目標(SDGs)の目標8に取り入れられ、さらに、持続可能な開発の原動力と考えられています。

「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」を掲げて設立されたILOは今年100周年を迎え、6月に開催されたILO創設100周年記念総会では、仕事の未来世界委員会の報告書『輝かしい未来と仕事』についての講演、人間中心の仕事の未来に向けたILO創設100周年記念宣言及び仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃という画期的な国際労働基準の採択が行われました。記念宣言は「安全で健康的な労働条件はディーセント・ワークの基盤である」と謳っており、また新条約は労働安全衛生と深く関わっています。

危険で有害な条件下での労働は、実のところ、多くの労働者が日々行っている目に入らない活動なのです。ILOの最新の推計では労働災害及び業務関連の疾病で命を落とす人の数は毎年世界全



体で278万人、労働災害による負傷者も3億7,400万人に達しています。安全対策を講じなかった場合の対価は高くつきます。毎年、世界全体のGDPの3.94%が労働損失時間、生産中断、業務上の負傷や疾病の治療、リハビリ、補償金に関連した経費に吸い込まれているのです。

ILOは、4月28日を労働安全衛生世界デーと定めていますが、今年のテーマは「仕事の未来の中心に位置する安全と健康：土台となる100年の経験」で報告書を発表し、キャンペーンを実施しました。

また、ILOは数多くの技術プロジェクトを行っていますが、災害の防止を世界的な慣習として強化することを通して、中小企業の労働者らの安全衛生向上を図ることを目指す「労働安全衛生に関する、防止のための世界行動計画」は5つの主要プログラムの1つに選ばれています。

政府、労使、専門家といった多くの当事者でパートナーシップを築き、ILOと共に予防的労働安全衛生文化を築きましょう。

各地・各団体のとりくみ

岡山

憲法破壊を許さず、いのちと健康を守る運動を 総会と講演

12月21日、働くもののいのちと健康を守る岡山県センター総会が開かれ26人が参加しました。

代表委員の清水善朗弁護士が「県センターは結成以来過労死・労災事案、安全衛生の課題に取り組んできた。過労死認定基準は全国のたたかいで一程の改善がされてきたが、申請件数は高水準のままとなっている。過労死、労災などをなくす運動をさらに広げよう」と挨拶しました。

藤田弘起事務局長が「憲法破壊を許さない共同を広げ、いのちと健康を守る運動をすすめる」など2020年度運動方針案を提案。重工労組玉野支部がアスベスト相談を13年続けてきて、労災認定や一人親方の健康管理手帳交付などを実現してきたことを発言。建交労県本部は「なくせ!じん肺」キャラバン、健康相談会など労災被災者の救済、防止運動をすすめてきた。全国で唯一残っていた「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書提出」の陳情が2019年2月県議会で全会一致で採択されたと発言。岡山高教組は公立学校教員の年間変形労働時間導入は過重労働となっている現状を改善する

ものでなく、今後県、岡山市での条例制定を許さない運動をすすめる発言しました。全会一致で議案を採択し役員を選出しました。



その後、県労会議の「健康講座」が開かれ、岡山EAPカウンセリングルームの前村沙都子氏(臨床心理士/公認心理師)が「職場のメンタルヘルス」と題して講演しました(写真)。前村氏は、職場ではストレス原因が増えて、誰でもメンタル不調になる可能性があり、ストレスのサインをつかみ対処することが大切だ。職場復帰支援の在り方と職場に「心理的安全性」が必要で、相談しやすい職場環境をつくるのが大切だと話しました。また、「24時間以内にあった=NEW、良い出来事=GOOD」-GOOD&NEW-が「肯定的思考。問題を解決していく脳を育てる。コミュニケーションを活性化する」効果があると説明して、参加者がそれぞれ「GOOD NEW」を出し合いました。

(岡山センター 藤田弘起)

岩手

講師が取材事例をリアルに報告 第6回総会・過労死について考えるつどい

第6回総会を11月23日、役員、代議員あわせて28人の参加で行いました。尾形文智会長のあいさつ後に角掛洋一事務局長が活動報告・まとめ、決算・予算、2020年活動方針、役員体制を提案しました。

討論では、自治労連からは「今年度から人事院規則に基づいて時間外の上限が定められた。70~100時間の時間外があっても、当局も組合も法の趣旨や制度を十分に理解しないで協約締結をしたり、組合と協議なしに協定を結ぼうとするなど問題が起きている。県本部も一緒に解決に向けて取り組んでいる。ハラスメントの学習を女性部の集会で行った」と発言がありました。盛岡労連からは「協会けんぽで傷病手当金支給はガンに次いでメンタルが多くなっている。若い人が50%を占めている。メンタルの運動強化と学習講演に取り組んでほしい」と発言。胆江労連からは「インターバル制度は努力義務になっているが、制度を根付かせるために岩手県センターとしてインターバル時間を具体的に設定して推進し

てはどうか。奥州市医療局職員組合では36協定にインターバル12時間と明記して当局と協議している」と発言がありました。提起された議案はすべて満場一致で採択され、新たな役員体制も確立されました。



総会に引き続き、午後には過労死等防止啓発月間にあわせた「過労死について考えるつどい」を開催しました。牧内昇平・朝日新聞特別報道部記者を講師に招き、「取材から見えてきた過労死の実態」と題して学習講演を行い、県内各地から50人が参加しました。牧内氏は、過労死家族から、講演に限って使用許可を得ている写真も織り交ぜながら、取材事例をリアルに話しました(写真)。過労死事案の働き方の特徴や家族の葛藤に加え、自分自身の働き方改革についても話がありました。参加者から「実例をあげての講演で、本当に深刻な問題だと思った。自分のいまの働き方も見直します」など多数の感想が寄せられました。(岩手県センター 角掛洋一)

各地・各団体のとりくみ

職業
がん

多くの職業がんを発掘したい 第10回職業がんをなくそう集会

昨年12月1日、大阪天満PLP会館にて第10回職業がんをなくそう集会が開催され、参加者は13人でした。

基調報告は、三星裁判の意義と現状および今後の見通しについて田中康弘代表の原稿報告に基づき化学一般関西地方本部の海老原書記長が発表しました

(写真)。裁判当初より会社は裁判の閲覧制限を申し立て、労災認定がされているのにも関わらず発がんや職業曝露の因果関係をも否定し、本来講じるべきであった安全衛生対策を怠ったことも予見不可能であったと強弁するなど信じがたい無反省ぶりを続けてきました。しかし、自ら提出したSDS(安全データシート)に発がん情報が記載されていたり、安全衛生管理の数々の不備を指摘され会社の主張は完全に破綻しました。今後、賠償額など損害論に論点が移り、今年中に判決となる見通しが示されました。

続いて化学物質の適正な取り扱いについて堀谷昌彦事務局長より、働く者のいのちと健康を守る全国センター化学物質研究会でまとめた学校教育現場に

おける労働安全衛生テキストに基づき紹介されました。化学物質の取り扱いに当たってはまず文献調査やSDSなどで危険有害情報を入手し



取り扱いや保管に関する対策を立案すること、関連法を把握し職場で取り扱う際に最低基準を充たすのみならず既知の危険有害情報は範囲が限られており、後々新たな情報が加わることが多いのでまずは曝露防止対策を講じることが重要であることなどを紹介しました。

総会では経過報告・決算報告ならびに会計監査報告を行い、1年間に前進した職業がんを取り巻く動向が報告され、新年度の活動方針・予算および新役員が拍手で承認されました。

会場発言では「内容は良かったが参加者が少ない、参加者を増やすため努力したい」「少しでも多くの職業がんを発掘したい」などの意見がでました。

(化学一般 堀谷昌彦)

ビキニ
被災

実相を隠ぺいし正当化する不当判決 被災国家賠償請求訴訟

昨年の12月12日に高松高裁で国賠訴訟の控訴審判決が出されました。先行する高知地裁の判決は2018年7月20日に「20年の除斥期間が過ぎている」「国は意図的に隠すことはしていない」と棄却しました。控訴審では①60年余にわたって政府が事実を隠し通してきたことへの誤認 ②厚生労働省設置法や国家公務員法などでビキニ核被災の調査や救済の義務があることなどが争点でした。高裁判決は「国が意図的に隠し続けた証拠はない。法律で被災者の調査や救済の義務も課せられていない」との非情な判決でした。日米政府のビキニ核被災の実相を隠ぺいし正当化する不当な判決です。提訴以来、原告の元船員5人と遺族1人が亡くなっており、長年にわたる国の責任放棄に改めて怒りがわいてきます。

ただ判決文の最後には「原子爆弾よりもはるかに強力で広範囲に放射線降下物をまき散らしたことは判明しており、これによる健康被害を等閑視(とうかんし)することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は理解できないものではない」とし「国賠法に基づく損害賠償請求によって司法的救済

を図ることは困難であり、改めて立法府及び政府による一層の検討に期待するほかない」としています。三権分立の立場に立った司法



「不当判決」と書かれた幕を掲げる原告

の責任放棄のきらいもあるものこのからの取り組み方向を示唆する内容でもあります。

ビキニ核被災国家賠償請求を支援する会、太平洋核被災支援センターは12月25日、声明文を出しました。その内容は①上告はしないが、救済の道を開く取り組みを辞めることなく、国賠訴訟から船員保険法による労災保険適用の裁判に切り替える ②労災却下に対する裁判(行政訴訟)は、2020年3月までの提訴期間内に、高知地裁に提訴の手続きを行う としています。そして全国的な支援組織の結成を訴えています。東京センターは一層支援を強めていきたいと決意しています。

(東京センター 色部 祐)

「変形時間労働制」の流れに抗して、学習と交流

学校の労安活動全国実践交流会

11月30日と12月1日、学校の労安活動全国実践交流会が東京家電会館で開かれました。1日目は講演や報告、2日目は話し合い・交流の日程でした。

今年の集会は、公立学校教員の1年間の変形労働制が衆議院で通過させられ、緊迫した状況の中での開催となりました。その流れに抗する形で、素晴らしい実践が報告された印象がありました。

最初に産業カウンセラーの杉本正男氏から、「働き方改革と安全衛生の役割」と題しての基調報告がありました。報告は①私たちが求める真の働き方改革では、ILOが掲げるディーセント・ワークを基準に8時間労働制の意義をとらえよう。②教職員の現状と問題では、世界一の長時間労働、精神疾患休職の高止まりを指摘。③過酷労働の原因として、諸外国はスタッフに多くのお金をかけていること、新たな教育課程が多忙の原因になっていること。④よりよい教育を進めるために、安全衛生で真の働き方を進める、定数の抜本的改善、変形労働制の阻止すること、との4点が柱です。

続いて一橋大学の中田康彦教授から「教職員の働き方と長時間過密労働」の講演がありました(写真)。中田氏は、全教の長時間労働解消のプロジェクトメンバーの1人です。講義は①「働き方改革」ブームと部活問題に端を発して、ブラックの教職イメージに広がりがあること。②変形労働制については年間を単位とした総量規制、長期休業期間への着目、

医師との違いと共通点を指摘。③勤怠管理システムの可能性と限界では、教育労働の計測

可能性、数字のつじつま合わせが増加することを強調。そして④業務量全体の見直しとしては、勤務時間の圧縮、制度的対応と現場での工夫などが述べられました。⑤意識改革の課題では、丸抱えを手放すことができるか、教師の教育観の変化などが述べられました。

特に本集会に関わる労働安全衛生の果たす役割として、適切な労働の量と質の確保をつうじた労働者の健康の確保や、職場の人間関係の再構築の契機としたという指摘が目されました。

続いて4つの実践報告がありました。京都からは、西舞鶴高校の職員の意見を大事にした一年間の安全衛生活動。埼玉からは、伊奈町の指定で負担軽減を進めたカエル会議。愛知からは、新任の先生が進めた学校の5Sと行事の精選。滋賀からは、支援学校の特に新任・転入者に対する計画的な安全衛生教育についての報告でした。

(社医研センター 大里総一郎)



シリーズ 相談室だより (128)

京都労災職業対策連絡会議 芝井 公

労働組合の被災労働者に寄り添った支援

Aさんは金属加工を行う会社に勤務。安全カバーの付いていないシャーリング機で右中指先端を切断し、かろうじて皮膚で繋がっているような怪我をしました。

主治医から休職の診断書が出されましたが、会社の上司や同僚は「それぐらいの怪我なら、明日から来られるな」「傷口が汚れるのならゴム手袋はめてやれ」などと1時間にわたり威圧的に出勤を強要し恫喝しました。

痛みを我慢しながら2週間ほど働いていましたが症状は改善せず、相談に来られ、JMITU京滋地本に加入してたたかいを進めることになりました。

交渉では、安心して療養できる条件、再発防止対策を即時行うことを要求、主治医の指示通りに、休

職することとなりました。また、会社が安衛法違反の機器を使用していることを監督署に告発し、当時の状況や休業に至る経過の詳細を意見書にまとめ、労災請求しました。Aさんの怪我は療養補償、休業補償とも業務上と認められました。

指は接着しましたが、被災時の恐怖、恫喝や叱責などにより適応障害を発症し、退職することになりました。労働組合と共に事故や適応障害発症での会社責任を追及し、会社は責任を認め全面的な勝利和解となりました。Aさんは、組合に引き続き加入して、現在は精神疾患の療養に専念し社会復帰を目指しています。

労働組合の被災労働者に寄り添った支援、迅速な対応が、解決に向けた大きな力となりました。職場に労働組合が存在していれば、事故は防げたのではと考えられます。

🎬 「時の行路」神山征二郎監督

本作品は2008年の「リーマンショック」によって社会問題となった、大企業による「非正規・派遣労働者の切り捨て」をテーマに、大手自動車メーカーから派遣切りされた労働者が労働組合に結集し闘う様子を描いた作品で、実話をもととなっています。

青森県八戸市から静岡県三島市へ単身赴任で働きに出ている主人公・五味洋介(石黒賢)は、自動車メーカーの工場で派遣労働者として働きながら、郷里に残してきた家族(妻・息子・娘・祖父)を支え、ゆくゆくは家族みんなとともに暮らすことを夢見ていました。ベテラン技能者として職場での信頼も厚い洋介に正社員になる話がもちあがり、「静岡に家族を呼んで共に暮らすことが実現する」と喜びます。しかし、正社員化の話が家族へ報告した矢先にリーマンショックが起こり、リストラされる事態となります。会社からの「次の働き先は約束するから」という条件を信じ、契約解除に応じます。ところが、就労場所の確保どころか住まいである寮からも出ていくよう告げられます。理不尽な会社の対応に憤り、同じ境遇となった職場の仲間とともに労働組合を結成。全国からの支援も受けながら解雇の不当性を訴え、やがて法廷闘争に持ち込みます。

「時の行路」では、主人公とその家族の物語を中心に、労働者が労働組合を通じて、自らの権利を主張して闘うことの意味、闘うことで得られる連帯感や達成感など、労働組合の組合員ならではの感情や家族が抱く思い、現場の労働者がおかれている無権利の実態が描かれています。同時に、大企業を擁護するような裁判所の姿も鮮明に映し出され、司法の存在意義を問うシーンも強烈に描かれています。貧困と格差が広がり、労働者の権利も脅かされている現在にも通じるもので、



©「時の行路」製作実行委員会
2019年/111分/配給:共同映画
3月14日から池袋、ほか各地で上映

考えさせられる映画です。主人公役の石黒賢さん、妻役の中山忍さんをはじめとした出演者の熱演も魅力的です。(全労連 井之上 亮)

労働現場の映画が2作

🎬 「家族を想うとき」ケン・ローチ監督

「フランチャイズの宅配ドライバーとして働く父。パートタイムの介護福祉士として働く母。家族を守るはずの仕事が、家族を引き裂いてゆく」とフライヤーに書かれたこの言葉が、端的にストーリーを表しています。家族はほかに、高校生の息子と小学生の娘がいます。

「わたしは、ダニエル・ブレイク」が大ヒットしながらも「この映画を最後にする」と宣言していたケン・ローチ監督の最新作です。「これは私たちが存在を知っているにもかかわらず、だれも知ろうとしなかった物語です」とケン・ローチ監督が表現する、どうしても描きたかったという事実が基になった作品です。

舞台はイギリスですが、フランチャイズ・個人事業主・名ばかり店長・ひとり親方などなど日本でも増えている業種や職業の実態は同じです。宅配に使う車は自前、時間に遅れたり破損したものの弁償は報酬から引かれ、事故に巻き込まれて大けがをした時も、なくしたものと車の破損の自己負担を告げられます。すでに家族が崩壊しようになっている時の事故に、実質の雇用主に妻が声を荒げるシーンがありました。それでも……。

『働き方改革』が進められている中で」という視点で、News23(TBSテレビ)が昨年末に同映画を紹介し、ケン・ローチ監督のインタビューを放映しました。先に紹介したローチ監督の言葉にあるように、私たちが便利に使っている店やサービスで働く人たちの現状は知らないことが多いでしょう。

News23の放送では映画を観た人の感想が紹介されましたが、「いの健」全国センター事務局次長で全労連事務局員の井之上亮さんは、「日本でもこういうことが、増えていくでしょう」と話して



photo: Joss Barratt, Sixteen Films 2019

2019年/イギリス・フランス・ベルギー//100分/配給:ロングライド
絶賛公開中

していました。ウーバーイーツ配達人の事故補償など、現実に行き詰っている問題です。ドキュメンタリー以上のリアリティを感じる映画です。

(全国センター 宮沢さかえ)